

(財) 労働科学研究所 所規

【所規・内規 (2) -11】 役員報酬に関する規定

寄附行為第 22 条では、役員を有給にすることができるとあるので、その内容について下記の通り定める。

1. 役員（理事、監事、評議員）のうち、必要な場合、理事長のみに報酬（退職報酬を含む）を支払うこととし、その額を月額 10 万円とする。

制定 2005 年（平成 17 年）4 月 1 日